

地方独立行政法人大阪市博物館機構 理事会規程

平成 31 年 4 月 1 日

大阪市博物館機構規程第 34 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人大阪市博物館機構定款（以下「定款」という。）第 20 条の規定に基づき、理事会に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第 2 条 理事会は、定款第 12 条の規定に基づき、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(招集及び開催)

第 3 条 理事会は、定款第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、理事長が招集する。

2 理事会は年数回、必要に応じて開催する。

3 理事会の議案に付議すべき事項は、招集の際役員に通告しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(役員以外の者の出席等)

第 4 条 理事長は、必要と認めるときは、役員以外の者を理事会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(議長の職務代行)

第 5 条 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副理事長が議長の職務を行う。

(議事)

第 6 条 理事会は、定款第 15 条に掲げる事項を審議する。なお、同条第 5 号に規定する理事会が定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 重要な規程の制定及び改廃に関する事項

(2) 重要な契約の締結、変更及び解除に関する事項

(3) 地方独立行政法人大阪市博物館機構がその当事者である不服申立て、訴えの提起、和解、斡旋、調停及び仲裁に関する事項。ただし、急を要するもの、支払督促申立に対する異議申立による訴えの提起及び和解に関する事項並びに理事会の議決により特に指定したものは、理事長においてこれを専決処分することができる。なお、これにより専決処分したときは、理事長はこれを理事会に報告しなければならない。

(4) 法律上その義務に属する損害賠償の額の決定に関する事項

(5) 人事に関する重要な事項。

(6) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める事項

2 前項各号に掲げるもののほか、理事長が必要と定める事項については、理事会へ報告するものとする。

(議事録)

第7条 議長は、理事会の議事について議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第8条 理事会の庶務は、事務局総務課において行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成31年4月1日から施行する。